

○ 東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
別表17（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金）				別表17（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金）			
6（令和6年度措置に係るもの）				（新設）			
<u>利子助成対象資金</u>	<u>対象要件</u>	<u>利子助成対象期間</u>	<u>対象融資金</u>				
<u>(1) 農林漁業セーフティネット資金（農業経営復旧・復興対策）</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金</u>	<u>最長18年間</u>	<u>9億円</u> <u>（注3）</u>				
<u>(2) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。</u>						
<u>(3) 農業基盤整備資金</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、</u>						

<u>(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。</u>		
<u>(4) 農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金</u>		
<u>(5) 経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金</u>		
<u>(6) 農業近代化資金（農業経営復旧・復興対策等）</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、農林中央金庫か</u>	<u>最長18年間（注2）</u>	<u>1億円（注3）</u>

	<u>ら被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）</u>		
<u>(7) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金</u>		

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け4農産第2951号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通されるものを除く。）。
- 2 (6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の(1)に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 3 (1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

別表18（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽

別表18（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽

減幅)

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

① ～ ③ (略)

④ 令和6年3月18日から令和6年3月31日までの間に融通されたもの

(略)

⑤ 令和6年4月1日以降に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>(1)</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.60%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>1.05%</u>
<u>(2)、(3)、(8)、 (13)</u>	<u>8年以下</u>	<u>0.60%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>0.65%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>0.75%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>0.85%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>0.95%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>1.05%</u>
<u>18年を超え28年以下</u>	<u>1.10%</u>	
<u>(4)、(9)</u>		<u>1.25%</u>
<u>(5)、(6)、(10)、 (11)、(12)、(14)</u>		<u>1.10%</u>

減幅)

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

① ～ ③ (略)

④ 令和6年3月18日以降に融通されたもの  
(略)

(新設)

(※1) ~ (※4) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉

① ~ ⑥③ (略)

⑥④ 令和6年3月18日から令和6年3月31日までの間に融通されたもの  
(略)

⑥⑤ 令和6年4月1日以降に融通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
1. 10%	8年以下	0.60%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	8年を超え10年以下	0.65%	
	10年を超え12年以下	0.75%	
	12年を超え14年以下	0.85%	
	14年を超え16年以下	0.95%	
	16年を超え18年以下	1.05%	

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 10%	1. 10%

(2) 農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉

(※1) ~ (※4) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉

① ~ ⑥③ (略)

⑥④ 令和6年3月18日以降に融通されたもの  
(略)

(新設)

(2) 農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉

① ～ ③ (略)

④ 令和6年3月18日から令和6年3月31日までの間に融通されたもの  
(略)

⑤ 令和6年4月1日以降に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>1.10%</u>	<u>1.10%</u>

(注)

1・2 (略)

① ～ ③ (略)

④ 令和6年3月18日以降に融通されたもの  
(略)

(新設)

(注)

1・2 (略)

附 則 (令和6年3月29日5経営第3162号)  
この通知は、令和6年4月1日から施行する。